担当部署: 都市建設課

処分の概要	使用許可の取消し
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町自転車駐車場条例 第11条
例規番号	平成2年条例第3号

【基準】

第11条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。

(使用許可の取消し)

第11条 指定管理者は、駐車場を使用する者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき、その他駐車場の管理上支障が生じたときは、前条第2項及び第3項の規定による使用の許可を取り消すことができる。

(公の施設における措置)

第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。

備考